

平成29年第10回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年10月25日(水) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員13名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

(欠席)

16番 新谷 義治

3番 谷内 吉夫

10番 岩坂 一明

(欠席)

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

(欠席)

(欠番)

6番 安 津久人

13番 東 克芳

7番 向面 正一

14番 大宮 正

(2) 欠席委員

5番 森谷 正美

9番 新澤 晟

17番 田上 正男

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 報告事項

(1) 報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第23号 農地法施行規則該当転用届について

(3) 報告第24号 非農地証明願について

(4) 報告第25号 農地改良届出について

8 議事

開会 10:00 閉会 10:47

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第10回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号6番 安津久人 委員 及び 議席番号8番 田中喜義 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第29号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第29号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第29号、1番を議案書をもとに朗読】 なお、全ての申請について農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。 また、申請地については、従来より譲受人が従来より譲受人が実質的

に管理しており、今回双方で話がまとまったところから贈与にいたったものであり、所有者が変わりましても周囲に対する影響もない事から妥当と考えている。と田上委員より聞いております。

議 長 申請番号 1 番については今ほどの事務局からの説明とします。
それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。
【議案第 29 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員 (「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって【議案第 29 号】は、原案どおり可決決定いたします。
次に市長より提出のあった【議案第 30 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 議案書 5 ページをご覧ください。議案第 30 号の農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は 2 件です。

【議案第 30 号、1 番を議案書をもとに朗読】

申請番号 1 番については、農地の広がり 10ha 未満であることから第 2 種農地と考えており、また集落の中において他に建設する場所がないことから代替性がなく許可については妥当と考えております。

申請番号 2 番については、計画地内の農地は、土地改良事業の対象となっていない小集団の農地等であることから第 2 種農地であり、本件廃棄物最終処分場は、計画地内の農地と、隣接する土地（森林等）とを、一体として供用することで設置されるものであり、周辺地域において当該農地以外の土地では代替できないと認められることなどから、許可は可能と考えております。

議 長	それでは申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 2 番 石倉 稔委員よりご意見をお願いいたします。
石倉委員	はい、2 番石倉です。意見を述べる前に事務局に確認したいのですが、譲渡人の名前を見ると亡くなっている方の名前があるのですが議案書として問題ないでしょうか。
事 務 局	議案書では所有者である亡くなった方の名前となっておりますが、申請書では相続人である方になっております。
石倉委員	それでは私の方から意見を述べさせていただきます。先般 23 日に農業委員全員で確認しようという事で現地確認をしております。それ以前に 1 年ほど前に状況を見ようという事でその際にもほとんどの方による現地確認を行った上での意見でございます。これについては門前クリーンパークによる産業廃棄物最終処分場の転用案件です。開発行為に対して農業委員としてはどうこう言う事はありませんが、現状を見た上でやむを得ないという意見もいただいておりますし、私自身も大釜の田、畑、山林すべてクリーンパークへどうぞと聞いておりますので、これについては周辺農地への影響についてはないと思っております。皆さんも意見がありましたら述べていただきたいと思います。これについては業者による大々な案件ですが、付け加えておきますが私は農業委員として譲受人と利害関係はございません。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
田中委員	8 番田中です。大量に申請が出てきており、他何名となっておりますが登記していない箇所もあるのではないですか。他 15 名とかいうのは登記できていないのではないですか。そうすると申請自体で相続人全ての同意がなければダメなのではないでしょうか。
議 長	売買登記では許可があつてから登記する際に相続人の同意がいるのではないですか。

田中委員	許可の時点ではいけないのですか。
事務局	申請時点ではほか何名で良いかと思えます。
田中委員	そうすると申請書類には不備がないという事ですね。受付に問題はないのですね。15分の1しか持分がないのに全てあるといった場合虚偽の申請になるのですよね。それは問題にならないのですか。みんなの承諾を得ずに申請を行った場合は虚偽の申請にならないのですか。
事務局	申請の時点で亡くなっている方がいる場合もあるのですが共有地の場合もあります。亡くなられている場合はその相続人の方の同意も取っていると聞いております。そうしないと先ほど会長もおっしゃったように登記も出来ませんし。その同意も取っての申請です。
田中委員	そうすると申請書には不備がないという事ですね。
事務局	そうですね。
田中委員	23日に現地を見てきましたが、農業に関してダメやという根拠は乏しかったですね。ただ申請書類に不備がある場合は農業委員会の責任ですしね。それで質問した訳です。不備はないんですね。
事務局	はいそうです。
議長	ほかにございませんか。それでは質疑がないようですので、採決を採りたいと思えます。 【議案第30号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第30号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第22号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付け

ましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案書 18 ページをお開きください。報告第 22 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 3 件です。

【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

以上合計 52 筆 10,270.61 m²で内訳は田が 6,342.61 m²、畑が 3,651 m²です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですのでそれでは【報告第 22 号】を終わります。次に【報告第 23 号】の農地法施行規則該当転用の届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 24 ページをお開きください。報告第 23 号農地法施行規則該当転用届です。今月は 3 件です。

【議案書にもとづいて、農地法制限除外の内容を朗読】

合計 3 筆 48 m²で内訳は田が 32 m²、その他が 16 m²です。以上です。

議長 それでは申請番号 1 番と 2 番について地区担当委員議席番号 13 番 東克芳委員よりご意見をお願いいたします。

東委員 13 番東です。10 月 20 日に現地調査を行ってきました。申請番号 1 番に関しましては 25 ページの地図を見ていただくとわかりますが、2 年ほど前に同じ地番で N T T ドコモの携帯電話基地局が建っております。その横に K D D I が建てるという事で所有者立ち会いの下で確認してきました。周りにも迷惑がかかる状況でもないですし問題なしと確認してきました。

	<p>申請番号 2 番ですが 26 ページに出ている西円山地内ですが、地目は田ですが草刈りで管理している状態でした。県道と集落道路に挟まれた土地であり周りに影響を与える事はありません。以上です。</p>
議 長	<p>次に申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 3 番 谷内 吉夫委員よりご意見をお願いいたします。</p>
谷内委員	<p>18 日に現地調査をしてきました。県道輪島浦上線の横です。既に土建会社の資材置場となっておりました。その隅の一角を携帯電話基地局に使用する計画です。27 ページの地図にあるとおり周囲には他の農地もなく山の坂道の途中にありましてまったく問題がないと判断してきました。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、それでは【報告第 2 3 号】を終わります。次に【報告第 2 4 号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 29 ページをお開きください。報告第 24 号農地法施行規則該当転用届です。今月は 2 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、非農地証明願の内容を朗読】</p> <p>合計 3 筆 263 m²で内訳は田が 171 m²、畑が 92 m²です。1 番については昭和 8 年に土蔵が建設されたものです。2 番については新谷物産の敷地内であり少なくとも数十年前より貸し出ししているものであります。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>

坂下委員	<p>議席番号 1 番坂下です。23 日に森谷職務代理、森山・新谷委員、坂下行政書士、事務局と私で現地調査をしました。坂下行政書士からも説明があったのですが、昭和 8 年に建てており農地法の出来るだいぶ前に建てられていたので届出が出されなかったそうです。最近になってわかったのが非農地証明願がでたそうです。わざとやったわけではなく 2～3 代前の事でしたので認めてやってほしいとの事であり、いいのではないかとの意見でした。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 2 番について地区担当委員議席番号 2 番 石倉 稔委員よりご意見をお願いいたします。</p>
石倉委員	<p>2 番石倉です。この件につきましては 23 日に輪島から大釜へ行く途中の案件です。今ほど事務局からも説明がありましたが、新谷物産ではなく日本海石産の採石場で 50～60 年前から採石場をしておりますのでその採石場までの取り付け道路の横にありますので、恐らくその当時から畑の使用はしていないと思います。今たまたま太陽光発電の関係で改めて用地買収にかかるという事でそれがわかったんじゃないかと思います。そういう事で長い年月畑として使用していなくて採石場の取り付け道路ちおして管理されたいいたので特に問題はないかと思います。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、それでは【報告第 2 4 号】を終わります。次に【報告第 2 5 号】の農地改良届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 33 ページをお開きください。報告第 25 号農地改良届出についてです。今月は 4 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地改良の届出の内容を朗読】</p> <p>以上合計 4 筆 1,549 m²で内訳は田が 1,549 m²です。</p>

議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですのでそれでは【報告第25号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については私より報告いたします。
向面会長	(向面会長より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)
議 長	それでは第10回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

平成29年10月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

6 番

署 名 委 員

8 番
